解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年三月十日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年三月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年三月十五日

静岡県静岡市清水区銀座九番一一号

特定非営利活動法人清見潟セミナー

代表清算人　庄司　勲

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年二月四日長崎地方裁判所佐世保支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年三月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年三月十五日

長崎県佐世保市鵜渡越町四九〇番地

稲荷山最上堂

清算人　大林　裕一

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十一年七月十九日開催の臨時総会の決議により解散し平成二十二年一月四日付けにて千葉県知事の認可を受けたので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年三月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年三月十五日

千葉県袖ケ浦市蔵波二九四〇―五

袖ケ浦市角山土地改良区

代表清算人　吉澤　実

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年二月一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十二年三月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年三月十五日

東京都中央区日本橋室町四丁目三番一五号

特定非営利活動法人世界華商大会・中華年組織委員会

清算人　早川　泰雄

解散公告（第三回）

当労働組合は、平成二十二年二月十七日開催の第七十二回定期大会の決議により解散したので、当労働組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年三月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年三月十五日

広島県呉市宝町一番一〇号呉市交通局ビル内

呉交通労働組合

清算人　中村　一明

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年一月三十一日に存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年三月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年三月十五日

山口県岩国市日の出町三番一〇号

財団法人岩国市交通局サービス公社

清算人　浦前　宏

第八期決算公告

平成二十一年十二月三十一日現在

貸借対照表の要旨　単位・百万円

資産の部

流動資産	六一〇
固定資産	四六
資産の部合計	六五七
負債及び純資産の部	
流動負債	一二〇
売上割戻引当金	三
その他	一一六
負債の部合計	一二〇
株主資本	五三六
資本金	一〇
資本剰余金	五五〇
その他資本剰余金	五五〇
利益剰余金	△二三
その他利益剰余金	△二三
（うち当期純損失）	（四八）
純資産の部合計	五三六
負債及び純資産の部合計	六五七

平成二十二年三月十五日

東京都墨田区文花二丁目一番三号

ゴールドウェルジャパン株式会社

取締役社長　佐々木國幸

配当公告

北海道網走郡美幌町字東二条北四丁目一番地

破産者　株式会社山中建設

右の者に対する釧路地方裁判所北見支部平成二十年（フ）第二〇号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金三六四、四七九、六三七円

一、配当をすることができる金額

金四四、五三三、五〇八円

平成二十二年三月十五日

北海道北見市北七条西一丁目一四番地一

破産管財人　永井　哲男

配当公告

岡山市北区花尻みどり町五番地一一六

破産者　原　千里（旧姓山城）

右の者に対する岡山地方裁判所平成二十一年（フ）第五十号破産事件の最終配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金二六、〇三一、五九七円

一、配当することのできる金額

金一一、〇四七、六三五円

平成二十二年三月十五日

岡山市北区富田町一丁目五番一二号陶浪法律事務所

破産管財人　西野　淑子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道釧路市米町二丁目二六番地、最後の住所北海道釧路市弥生二丁目六番三六号

被相続人　亡　佐藤　昌嗣

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月十五日

北海道釧路市宮本一丁目三番一一号弁護士法人笠井・伊藤法律事務所

相続財産管理人弁護士　伊藤明日佳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県南宇和郡愛南町岩水一二二番地、最後の住所埼玉県蕨市中央四丁目一七番一二号

被相続人　亡　宇佐宏二郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月十五日

さいたま市浦和区岸町七丁目一一番二号松栄浦和ビル四階

相続財産管理人　坂下　裕一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市西区南浅間町一四一番地、最後の住所横浜市西区浅間町五丁目三八六番地の七

被相続人　亡　上柳　信行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月十五日

事務所東京都千代田区内神田三―一四―八ニシザワビル六階

相続財産管理人　弁護士　石川　禮子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県板野郡板野町大寺字岡山路八番地一四五、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　河野　若子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月十五日

東京都中央区日本橋室町一―七―一スルガビル四階

相続財産管理人　弁護士　圓城寺　宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県伊那市西箕輪四四〇六番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　有賀　明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月十五日

東京都千代田区有楽町二丁目一〇番一号東京交通会館一〇階一〇一六―二号室

相続財産管理人　弁護士　野田　宗典